

誤注文に係る体制の整備について

平成 18 年 3 月 22 日
株式会社東京証券取引所

趣旨

当取引所は、異常注文が発注された場合に迅速な措置等を図ることができるよう市場監理体制の見直しを行い、本年 1 月に公表をいたしました。その中で、異常注文への対応として、一定の注文を受け付けないこととする等の対応を行うこととしておりましたが、今般、その具体的な基準をとりまとめました。また、異常注文が発注された場合に、当取引所が緊急市場情報の開示を行うとともに、誤注文を発注した取引参加者に対して情報開示を求めることとしておりますが、今般、その具体的な内容について以下のとおりとりまとめました。これらの当取引所における体制整備に加えて、誤注文が発注されることを防止する観点から、取引参加者において適切な注文管理体制を整備することを求めることとします。

概要

項 目	内 容	備 考
1．誤注文の発注を防止するための取引参加者における体制整備	・取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関して、誤った内容の注文の受託及び発注を未然に防止するため、別紙のとおり、社内規則の制定等の措置を講ずることにより、適切な注文管理体制を整備するものとします。	
2．誤注文に係る当取引所におけるシステム対応及び運用	・当取引所においては、上場株式数の 30%を超える注文を受け付けないこととします。 ・上場株式数の 5%超 30%以下の注文を発見した場合、取引参加者に確認を行い、当該注文が誤注文であることが確認された場合で、約定する可能性が高いときは、付合せ（特別気配の表示を含む。以下同じ。）を一時留保したうえで、当該取引参加者に取消しを要請することとします。	・4 月中を目途にシステム対応を完了し、実施します。 ・実施済み。なお、取引参加者からの要請があった場合についても、必要に応じて同様の措置をとることとします。

項 目	内 容	備 考
報開示	引参加者は、緊急市場情報の開示後遅滞なく誤注文の内容等について情報開示を行うものとします。	

先物・オプション取引等についても、同様の体制の整備を行います。ただし、先物・オプション取引に係る3.(1)については、市場特性及びシステムの注文限度(5000単位)に鑑み、誤注文の発注により取引の停止を行った場合に、開示を行うこととします。なお、先物・オプション取引の誤注文への対応については、取引状況を勘案して付合せの一時留保を行うこととし、取引の停止措置は、当該誤注文が反復・継続し、かつ、それらの迅速な取消し等が困難であると認められる場合に行うこととします。

実施時期等(予定)

- ・「1. 誤注文の発注を防止するための取引参加者における体制整備」については、当取引所が別に定める日から実施します。
- ・「3. 誤注文に係る情報の開示」については、平成18年5月の実施を目途とします。
- ・過誤取引の取消し制度について、海外における事例調査を踏まえて、引き続き日本における制度導入について検討を行います。

以 上

誤注文の発注を防止するための取引参加者における体制整備について

項 目	内 容	備 考
1．社内規則の制定	・取引参加者は、(1) 顧客の資力の把握に関する事項、(2) 注文受託時における注文内容の確認に関する事項、(3) 注文の発注制限に関する事項、(4) 注文の発注制限の解除に関する事項、(5) 注文発注業務に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項、(6) 注文管理体制の検査に関する事項、(7) その他必要と認められる事項について規定した社内規則を定めるものとします。	
2．顧客の資力の把握	・取引参加者は、顧客から誤った内容の注文を受託することを防止するため、あらかじめ顧客の資力を把握するよう努めるものとします。	・例えば、リテール取引については取引参加者において顧客から買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等の方策が考えられます。
3．注文内容の確認	・取引参加者は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に対して適切なものであるか確認するものとします。	
4．注文の発注制限	・取引参加者は、当取引所市場への発注に関して、注文規模等を勘案し、一定の規模を超える注文について、(1) 発注を不可能とする制限、(2) 発注を行う前に管理者等による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限を設定するものとします。	・金額、数量等の制限に係る具体的な数値は各取引参加者が業務実態に合わせて設定することとします
5．管理者等の設置及び管	・取引参加者は、上記の発注制限の解除の承認を行うことができる者	・管理者は、注文の内容について確認

項 目	内 容	備 考
理者等による発注制限の解除の承認	<p>(「管理者」という。)を、注文の発注を行う部店毎に設置するものとします。</p>	<p>のうえ、適切と判断されるものについて発注制限の解除の承認を行うものとします。</p>
6．取引参加者におけるシステム対応	<p>・取引参加者は、上記の発注制限について、自社において使用する発注システムに必要な対応を行うものとします。</p>	
7．適切な人員配置、研修及び社内検査の実施等	<p>・取引参加者は、注文発注業務に携わる人員の適切な配置、研修の実施及び定期的な社内検査等を行うことにより、社内規則の実効性を確保するものとします。</p>	

以 上